

東京圏（第17回）・関西圏（第14回）・新潟市（第8回）・養父市（第9回）  
福岡市・北九州市（第11回）・沖縄県（第5回）・仙北市（第5回）  
仙台市（第5回）・愛知県（第5回）・広島県・今治市（第4回）  
国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

---

1. 日時 平成29年5月16日（火）17:28～18:27

2. 場所 中央合同庁舎8号館 講堂

3. 出席

山本 幸三 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）

小池 百合子 東京都知事（代理：安藤 立美 東京都副知事）

黒岩 祐治 神奈川県知事

（代理：山口 健太郎 神奈川県ヘルスケア・ニューフロンティア推進統括官）

熊谷 俊人 千葉市長（代理：稲生 勝義 千葉市総合政策局国家戦略特区担当局長）

小泉 一成 成田市長（代理：関根 賢次 成田市副市長）

松井 一郎 大阪府知事（代理：松本 正光 大阪府政策企画部特区推進監）

井戸 敏三 兵庫県知事（代理：柳瀬 厚子 兵庫県理事（地域創生・女性担当））

山田 啓二 京都府知事（代理：近藤 健司 京都府商工労働観光部副部長）

篠田 昭 新潟市長（代理：高橋 建造 新潟市副市長）

広瀬 栄 養父市長

高島 宗一郎 福岡市長（代理：永浦 洋彦 福岡市総務企画局理事）

北橋 健治 北九州市長（代理：梅本 和秀 北九州市副市長）

翁長 雄志 沖縄県知事（代理：儀間 秀樹 沖縄県企画部企画調整統括監）

門脇 光浩 仙北市長

奥山 恵美子 仙台市長（代理：大槻 文博 仙台市まちづくり政策局長）

大村 秀章 愛知県知事（代理：松井 圭介 愛知県政策企画局長）

湯崎 英彦 広島県知事

（代理：上丸 敦仁 広島県商工労働局イノベーション推進部長）

菅 良二 今治市長（代理：胡井 裕志 今治市企画財政部参与）

佐藤 裕之 仙北市農山村体験推進協議会 会長

八田 達夫 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

秋山 咲恵 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

阿曾沼 元博 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

八代 尚宏 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長  
藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

#### 4. 議題

- (1) 指定区域に係る評価について
- (2) 認定申請を行う区域計画（案）について
- (3) その他

#### 5. 配布資料

- 資料1-1 平成28年度 指定10区域の評価について（案）
- 資料1-2 平成28年度 国家戦略特別区域の評価について（案）
- 資料2-1 仙北市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料2-2 仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料3 仙北市提出資料
- 資料4 仙台市提出資料
- 参考資料1 国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿
- 参考資料2 国家戦略特区の評価に係る関連規定

---

○事務局 ただいまより「国家戦略特別区域会議 合同会議」を開催いたします。

出席者につきましては、参考資料1を御参照ください。

門脇仙北市長は、遅れて御到着されます。

初めに、山本大臣より御発言をお願いいたします。

○山本大臣 本日は、全国10特区の皆様にお集まりいただきまして、合同区域会議を開催する運びとなりました。まずは、常日頃からの関係者の皆様方の御尽力に心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

現在、国会に提出しております改正特区法案につきましても、本日、衆議院、地方創生特別委員会で可決いたしました。引き続き、参議院に審議の場を移していくこととなりますが、法案の早期成立に努めてまいりたいと思います。

さて、今回は「各区域の評価」について、審議いたします。既に去る3月6日の特区諮問会議で、各区域の概況を報告し、有識者議員等からも御指摘がありましたが、区域ごとに相当な取組みの格差が生じております。

自治体の皆様方には、評価の結果を真摯に受け止め、改善・見直しに取り組まれるように強く希望するところであります。

また、仙北市の「農家民宿による旅行商品の提供解禁」、仙台市の「一般社団法人等への信用保証制度の適用」について、区域計画の審議を行います。

それぞれの自治体が自ら提案し、活用第一号となるものであります。

本日も、積極的な御議論をよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。

○事務局 山本大臣、ありがとうございます。

プレスの皆様、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○事務局 それでは、議題(1)の「指定区域に係る評価」につきまして、審議いただきます。

まず、事務局より、資料1-1及び資料1-2に基づきまして、各区域の評価の概要を説明いたします。

その後、各区域ごとに御発言をお願いします。

○事務局 それでは、初めに、参考資料2「国家戦略特区の評価に係る関連規定」を御覧ください。国家戦略特区において実施される事業について、その効果を最大限に発揮するためには、成果目標の設定及びPDCAサイクルによる進捗管理を適切に行うことが重要であることから、法第12条において、区域会議は、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うこととされています。

今回は、1次指定の6区域に加え、2次、3次の特区指定を受けた区域を含めた10区域全てを対象として、各区域計画に係る合計233事業の、平成28年度末までの進捗状況について、評価を行うこととなっております。

評価方法については、特区基本方針で定められている「特定事業の進捗状況」や「経済的社会的効果」など7つの評価項目を踏まえ、「個別認定事業の進捗状況等」、「規制改革事項の活用及び見込み状況」、「追加規制改革事項の提案状況」について、総合的な評価を行うこととしております。

事務局より概要を説明し、その後、区域ごとに総括をお願いしたいと思います。

そのほか、具体的な事業の状況については、暫定版ではございますが、席上に個票を御用意しております。

まず、東京圏の評価の概要について、御説明をいたします。

資料の概要版のほか、評価書については2ページ以降を御覧ください。

東京圏におきましては、都市再生・まちづくり分野をはじめ、医療、起業・創業、保育等の分野について、23事項75事業を認定してきたところです。

評価すべき点としまして、都市再生プロジェクト全体で、4兆1,000億円もの経済波及効果を見込んでいること。職住近接のための住宅容積率の緩和を神奈川県が全国で初めて活用していること。東京都大田区では、特区民泊による滞在者数が、外国人459名を含む765名と順調に推移していること。東京都、神奈川県における都市公園内の保育所設置により、待機児童合計の約5割の保育定員を確保予定であること。外国人による家事支援サービスは、全国で初めて特例を活用した神奈川県に加えて、潜在ニーズの大きな東京都でも月内に提供開始予定であること。成田市の新設医学部が本年4月に開校したこと。東京開業ワンストップセンターなどの機能強化がなされまして、利用者が増加傾向にあること。また、東京都による「小規模認可保育所の対象年齢の拡大」、神奈川県による「地域限定保育士

試験の実施主体の拡大」など、現在、国会で御審議中の改正国家戦略特区法案に反映された規制改革事項が提案されていること。内閣府及び東京都による東京特区推進共同事務局において、追加の規制改革事項などについて検討を行ってきたこと。こういったことがございます。

一方、課題でございますけれども、住宅容積率の緩和のさらなる活用拡大が急務であること。また、特区民泊でございますけれども、大田区以外の東京都、神奈川県及び千葉市で依然として未活用であり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて高まる外国人観光客などの滞在ニーズに対応する必要があることなどがございます。

続きまして、関西圏にまいります。評価書については16ページ以降を御参照ください。関西圏におきまして、医療分野をはじめ、観光、保育等の分野について、16事項26事業を認定してきたところです。

評価すべき点でございますが、大阪府及び大阪市の特区民泊では、6泊7日から2泊3日への最低宿泊・利用日数の引き下げを初めて活用し、幅広い滞在ニーズに対応していること。外国人による家事支援サービスは、月内に、大阪府で提供を開始予定であること。大阪府は、全国で唯一、地域限定保育士試験を2年続けて実施しており、保育士候補の掘り起こしに極めて高い効果を出していること。大阪府より「クールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進」など、こちらも改正特区法案に反映された規制改革事項が提案されていることなどがございます。

同じく課題でございますけれども、雇用労働相談センターは、立地条件を活かした関西全域からの利用拡大が急務であることや、医療分野やまちづくり、農業分野などの改革事項の活用が必要であることなどが挙げられるものでございます。

3番目の新潟市の概要でございますが、評価書は24ページ以降を御参照いただければと思います。新潟市におきましては、農業分野を中心として9事項20事業を認定してきたところです。

評価すべき点でございますが、農業委員会からの移管業務範囲を拡大し、事務処理期間を23日から3日に大幅に短縮するとともに、処理件数の大幅増を実現していることなどがございます。

一方、課題でございますが、創業人材等の多様な外国人の受入れは、いまだに実績がないことや、観光、医療、教育等の分野をはじめとする規制改革事項について、ニーズの洗い出しが必要であること。また、追加の規制改革事項の提案がございませんでしたので、取組みに停滞感があることなどがございます。

続きまして、養父市でございます。評価書は29ページ以降を御参照いただければと思います。養父市におきましては、農業分野を中心として7事項20事業を認定してきたところでございます。

評価すべき点でございますが、企業による農地取得を全国で初めて活用し、4企業が計1.34ヘクタールの農地を取得、長期・安定的な経営基盤のもとで、地域に根差した農業経営を行っており、耕作放棄地の再生と農業の成長産業化に貢献していること。昨年創設された、過疎地等での自家用自動車の活用拡大や、テレビ電話を活用した薬剤師による服薬

指導の対面原則の特例について、その活用に向けて調整中であること。内閣府及び養父市による養父市特区推進共同事務局において、追加の規制改革事項などについて議論を行ってきたこと。平成28年4月から特区の成果を全国に拡大することとなった、シルバー人材センターに係る派遣高齢者の就業時間の柔軟化について、積極的に改革提案を行ったことなどがございます。

続きまして、福岡市・北九州市でございます。評価書は34ページ以降を御参照いただければと思います。福岡市・北九州市は、創業、雇用分野をはじめ、まちづくり、医療等の分野について、16事項40事業を認定してきたところでございます。

評価すべき点でございますが、福岡市は、航空法の高さ制限緩和を市独自の容積率緩和と組み合わせ、今後10年で経済効果8,500億円規模のビルの建て替えを見込んでいること。北九州市ですが、特区民泊を、初めて市街化調整区域を対象に実施するとともに、事業開始当初の本年1月より「2泊3日」からの宿泊を可能としていること。同じく北九州市ですが、介護施設の2ユニットの共同生活室の一体利用により、介護ロボットの活用やこれに伴う職員負担軽減効果の検証などの取組みを順調に進めていること。福岡市の創業外国人材の受入れ数が堅調であること。また、福岡市の空港バス規制の緩和、北九州市のシニア・ハローワークなど、全国で初めて活用していること。こういったものがございます。

一方、課題でございますけれども、北九州市に引き続き、福岡市でも特区民泊に取り組むべきであること。医療や教育分野に関する改革事項の活用が今後が必要であることなどが挙げられます。

続きまして、沖縄県でございます。評価書は43ページ以降を御参照ください。沖縄県におきましては、観光分野を中心として3事項4事業を認定してきたところですが、平成28年度の規制改革事項の活用は1事業にとどまっております。

評価の部分でございますけれども、さらなる改革事項の活用・提案が喫緊の課題でありまして、沖縄県について、平成29年度に行う中間評価までに、他の区域と遜色ない活用・提案実績が必要との危機意識を持って、これまで以上に県、市町村及び民間事業者等による連携を強化し、取り組む必要があるとしております。

続きまして、仙北市でございます。評価書は45ページ以降を御参照いただければと思います。仙北市におきましては、農業分野を中心として5事項6事業を認定してきたところです。

評価すべき点でございますけれども、特定実験試験局制度の特例を初めて活用し、平成28年7月の国際ドローン競技会に貢献したこと。国有林野の貸付面積の拡大についても、全国初の活用であること。この後に御説明があるかと思っておりますけれども、農家民宿等による地域限定旅行の企画・提供の解禁について、特区での実現、さらには全国展開の議論につながる改革提案を積極的に行ったこと。また、昨年11月に我が国初の公道での無人バス走行実験を行うなど、近未来技術の実証が進展していることなどがございます。

一方の課題でございますけれども、国有林野の貸付面積の拡大ですとか、農地所有適格法人による農地取得といったものについて、事業が遅延していることが挙げられます。

続きまして仙台市ですが、評価書は48ページ以降を御覧いただければと思います。仙台

市におきましては、創業分野、保育分野など8事項9事業を認定してきたところでございますが、評価すべき点といたしましては、地域限定保育士試験制度の活用でございまして、政令市で初めて保育士試験を実施し、保育士候補の掘り起こしに、極めて高い効果が見られること。また、こちらについても、この後に御説明があるかと思いますが、新たに規制改革が実現した「信用保証制度の一般社団法人等への適用」といった提案を行っていることがございます。

一方、課題でございましては、観光ですとか教育分野などの規制改革事項や特区民泊の活用が必要であることが挙げられます。

続きまして、愛知県でございましては、評価書の52ページ以降を御参照いただければと思います。愛知県におきましては、農業分野をはじめ、医療や教育等の分野について、12事項19事業を認定してきたところでございます。

評価すべき点でございましては、昨年10月から民間による公社管理道路の運営の事業を開始、また、公設民営学校が本年4月に開校を迎えるなど、いずれも全国初の活用でございまして、順調に取り組んでいること。「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」など、改正特区法案に反映された規制改革事項が提案されていることなどが挙げられます。

一方の課題でございましては、農家レストランの設置の進捗が遅れがみられるなど、農業分野の取り組みの加速化が必要であること。大都市圏で唯一活用していない特区民泊や都市再生分野に係る改革事項の活用が必要であることなどがございます。

最後でございましては、広島県・今治市の概要について御説明いたします。評価書は58ページ以降を御参照ください。広島県・今治市におきましては、観光、創業分野などの8事項14事業を認定してきたところでございます。

評価すべき点でございましては、今治市は、民間による道の駅の設置、獣医学部の新設の特例を自ら提案し、全国で初めて活用していることがございます。

一方の課題でございましては、広島県・今治市における創業者による人材確保支援といった事業が、いまだに官民人材流動化の実績がないこと。広島県では、外国人家事支援人材の受入れ、特区民泊といった規制改革事項の活用が期待されること。こういったものが挙げられます。

以上でございます。

○事務局 それでは、東京都の安藤副知事より御発言をお願いいたします。

○安藤副知事 東京都でございましては、平成28年度は都市再生分野に加え、子育て、介護、働き方改革等の幅広い分野におきまして既存メニューの活用、新規提案に取り組んでまいりました。また、本日、課題として御指摘をいただきました特区住宅容積率特例につきましては、今後、国際金融都市の実現に資する観点から、大手町、日本橋、兜町における活用に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

特区民泊につきましては、現在、民間事業者が鉄道沿線の駅周辺での特区を活用した事業展開を検討してございます。都といたしましても、今後、自治体における特区活用のニーズの喚起、普及に向け、しっかりと取り組んでまいります。さらに、保険外併用の国内

未承認薬の活用につきましては、現在、一部医療機関で検討中でございます。まずはこの実現、さらには活用拡大に向けてしっかりと取り組んでまいります。

最後に、小規模認可保育所特例、テレワーク推進センターの法制化に向けた取組みに感謝を申し上げますとともに、今後とも東京特区推進共同事務局における新規規制改革の検討等に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○事務局 次に、神奈川県の山口ヘルスケア・ニューフロンティア推進統括官、お願いいたします。

○山口ヘルスケア・ニューフロンティア推進統括官 神奈川県でございます。

まず、都市再生分野ですが、昨年度、全国初の認定を受けました住宅容積率緩和の特例を活用し、現在、横浜駅周辺にて着工に向けた準備が進んでおります。医療分野につきましては、病床特例を活用し、横浜市立大学附属病院等において、全国に先駆けまして高度医療の提供、治験を開始しているところです。

家事支援外国人受入事業ですが、認定された6事業のうち2社29名が既に入国し、今月中にもサービスの提供が開始されます。都市公園保育所等設置事業では、この4月1日から横浜市立反町公園内に保育所が開園し、20名の園児が入園しております。地域限定保育士事業につきましては、年3回目の試験実施に向けまして、本県独自で問題を作成するなど準備を進めております。そのほか、農家レストランなど、今後もしっかりと規制改革事項の活用を行ってまいります。

以上でございます。

○事務局 千葉市の稲生国家戦略特区担当局長、お願いいたします。

○稲生国家戦略特区担当局長 千葉市でございます。

昨年1月に東京圏に追加指定をいただき、4月にNPO法人の設立手続の迅速化、9月にエリアマネジメントに係る道路法の特例の認定をいただいたところでございます。NPO法人の設立手続につきましては、設立に要する期間を1カ月半としたところでございまして、申請者の方から御好評をいただいたところでありますが、さらなる周知強化を図ってまいりたいと考えております。

エリアマネジメントにつきましては、幕張メッセで開催されますイベントに合わせて公道を使用し、自転車ロードレース幕張新都心クリテリウム、東京オートサロン2017での先進技術車両等のデモ走行を実施し、多くの来訪者に結びついたところでございます。

また、区域会議のもとに千葉市ドローン宅配等分科会が設置され、技術検討会での実証実験等を踏まえまして、分科会におきまして、特区内でのさらなる実証実験のため、ドローンの第三者上空の飛行許可の必要性を報告したところであり、引き続き実証実験などの取組みを進めてまいりたいと考えております。

4月の区域会議におきまして、粒子線治療の研修に係る特例を御審議いただいたところですが、認定事業が少ないことは認識しておりまして、また、民泊、遠隔服薬指導などが未活用であり、今年度からの本市の特区に係る体制強化を踏まえまして、今後、民泊をはじめ、規制改革メニューの積極的な活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○事務局 成田市の関根副市長、お願いいたします。

○関根副市長 成田市でございます。

当市では、平成27年度に地域限定保育士試験を実施し、249名の最終合格者が誕生しました。その後、11名が市内で採用となっており、待機児童の解消につながっております。

医学部の新設につきましては、本年4月に国際医療福祉大学医学部が開学いたしました。留学生20名を含む140名が入学し、充実した臨床実習や英語による授業の実施など、先駆的なカリキュラムのもと、学生たちは優れた診断力と国際性を兼ね備えた医師を目指して頑張っているところでございます。本日、皆様方には無事開学に至りましたことを、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

今後、12月には医学部校舎の2期棟を竣工し、平成32年には642床の附属病院の開院が予定されており、国際的な医療拠点の形成が着実に進んでまいります。なお、附属病院予定地やその周辺には農地が含まれていることから、農地の利活用に向けた規制緩和の可能性についても検討を進めつつ、全力で取り組んでまいります。また、新たに農家レストランの設置やエリアマネジメントの特例の活用及び外国人材の活用に向けた在留資格の緩和について、現在、事業者と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○事務局 続きまして、関西圏です。

大阪府の松本特区推進監よりお願いします。

○松本特区推進監 大阪府でございます。

まず、特区民泊につきましては、政令改正をいただき、今年1月から最低滞在日数を3日に短縮いたしました。大阪市の伸びが著しく、平成28年度末現在、府内で計58施設を認定しております。地域限定保育士試験につきましては、前年度に引き続き平成28年度も通常試験を上回る合格者を輩出いたしました。平成29年度も引き続き実施する予定でございます。医療機器薬事戦略相談につきましては、全国初の認定案件で、治験開始まで既に半年から9カ月の期間短縮を実現いたしました。2件目の案件にも着手しております。家事支援外国人受入事業につきましては、先月16日に第一陣が入国いたしました。今月から大阪市内でサービスを開始することとしております。

今後の取組みといたしましては、公設民営学校が公募を経て事業者を決定いたしました。国際バカロレア認定コースを含む中高一貫校の平成31年開校を目指してまいります。特区法改正を受けまして、革新的医薬品開発の迅速化、クールジャパン外国専門人材の受入れ等にも取り組んでまいります。

以上でございます。

○事務局 兵庫県の柳瀬理事、お願いいたします。

○柳瀬理事 高度医療提供事業につきましては、iPS細胞を活用した網膜治療に関する臨床研究を実施する神戸アイセンターを整備するというものでございます。病院の設計見直しの関係で、着工時期が予定よりも9カ月ほど遅れております。今年中の開業に向けて準備を進めているところでございます。



歴史的建築物利用宿泊事業につきましては、一昨年10月から、篠山市の城下町地区におきまして、古民家を活用した宿泊施設5棟をオープンしており、宿泊者数、売り上げともに順調な伸びを見せております。

診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業につきましては、先方の大学での装置選定の問題もあり、当初の予定よりも1年以上遅れております。今年度中の台湾医療チームの受入れ研修に向け、調整を進めているところでございます。兵庫が世界に誇る粒子線医療の普及と、日本製治療装置の輸出促進を図ってまいりたいと考えております。

都市公園占用保育所等施設設置事業につきましては、来年4月の開設に向けて準備を進めているところでございます。一部の事業が遅延しておりますので、しっかりと進捗を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○事務局 京都府の近藤商工労働観光部副部長、お願いいたします。

○近藤商工労働観光部副部長 京都府でございます。

京都府では、平成28年度に特定実験試験局制度に関します特例事業といたしまして、無線送電システムの社会実証実験の2事業を認定いただきました。これによりまして、三菱重工と京都大学によります電動車両向けの無線送電システムの社会実証実験が本年3月に開始されたことに加えまして、パナソニックと京都大学によります社会実証実験も、この5月に開始する予定となっております。これらは特区を活用いたしました全国初のマイクロ波方式によります無線送電の社会実証実験でございます。社会インフラのあり方を変革する技術として、実用化に向けて取り組んでまいります。

また、追加の規制改革事項として提案をしてまいりました、PETの診断機器等との複合化の促進を図るための医療法の規制緩和につきましては、昨年度、国家戦略特区のワーキンググループにおきまして、厚生労働省から、具体的な条件を整備し全国的な措置に向けて検討を進める、との対応方針をお示しいただきましたので、現在、全国展開に先駆け、特区での運用開始に向けた準備を進めているところでございます。

引き続き、特区の活用に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○事務局 続きまして、新潟市の高橋副市長、お願いいたします。

○高橋副市長 新潟市でございます。

農業法人では、耕作放棄地を含む営農地が前年度の約16から34ヘクタールへ、雇用者が36から65名となり、ほぼ倍増しています。ローソンでは、市内農業法人で生産した米を使った弁当を全国4,000以上の店舗で販売したほか、JR東日本では、市内酒蔵と連携し、市内産米を使った日本酒を販売し、交流人口の拡大につなげるなど、企業の特徴を活かした取組みが進んでいます。

農畜産物の利用では、全国初の農家レストランが3店舗オープンいたしました。集客8万7,000人、売り上げは1億2,000万、新規雇用が22人と、農村地域の活性化や交流人口の拡大につながっています。

道路占用では、地域の食にフォーカスしたマルシェを開催しました。集客4万2,000人、

直接的消費効果は1億3,000万円に上りました。つい先日開催した2回目では、昨年同時期に比べ約1万人の増となり、定着しつつあります。

最後に、先日、御提案した特区民泊につきましては、夏休みに利用いただけるように準備を進めています。今後も新たな規制緩和の活用や提案、特定事業者のさらなる掘り起こしを進めてまいります。

以上です。

○事務局 続きまして、養父市の広瀬市長、お願いいたします。

○広瀬市長 養父市の広瀬でございます。

昨年度に養父市が提案しました企業による農地取得の特例が関係者の御尽力により法制化され、事業が実現しました。4企業が市内の農地を取得し、地域コミュニティーの一員となって主体的に持続可能な農業経営を行うことにつながっています。この大改革が日本の農業、特に条件不利益地と言われている中山間地農業の再生につながるよう、引き続き実績を増やしていきたいと考えています。

また、特区の波及効果として、農地流動化促進のため、既に実施した農地所有下限面積の引き下げに加え、市の独自制度として、今年2月から空き家に附属する農地は10アール未満、1平米でも取得ができるようにしました。現時点で2件の活用があり、移住施策との相乗効果が見られているところです。

次に、既に全国展開されている農業生産法人の要件緩和により、11社が設立されましたが、それぞれ特色ある農業経営が行われ、経営規模も拡大しております。実績は別紙のとおりであります。今後、さらなる規模拡大や6次産業化による持続可能な農業経営を展開し、サラリーマン農業の受け皿となることを期待しています。そのほか、歴史的建築物などを活用したメニューについて、本日、いただいた課題の解消に努力いたします。

今年度においては、昨年12月に設置した養父市特区推進共同事務局で議論しながら、過疎地域での自家用自動車の活用拡大、テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例の事業実現とあわせ、新たな追加規制改革事項を提案できるよう努力し、中山間地域のモデルの構築、地方創生の実現に向けてチャレンジしていきます。

終わりになりますが、国に強く要望いたしたいと思っております。国家戦略特区は、国全体の経済の再生プロジェクトであります。養父市は、市の生き残りをかけ、農業を中心に国家戦略特区に取り組み、その成果は小さくないと考えております。早急に養父市の取組みの全国展開を図っていただきたいと思っております。

特に法人農地取得事業は、養父市だけで約半年で4件の実績ではありますが、この4件を見て少ないと考えるかどうかということでもあります。私は、決して少なくないと思っております。全国の自治体は約1,800ありますが、その1,500の自治体で4件、こういう事例ができるとう6,000件の実績になります。これは新たな担い手が6,000件増えるということにつながるわけでありまして。平成27年度の農水省の実績で、新規就農は6万5,000ありますが、その1割を即時に獲得できる可能性があるということでもあります。国を挙げて行うべき成果を示していると私は考えているところでございます。

今のままでは、養父市の取組みのみで封じ込められそうなおそれを非常に感じていると

ころであります。物事を否定的、消極的に考えるのではなく、また、後ろ向きに発言するだけではなく、前向きに、積極的に、挑戦的に考え、進めなくては、国の農業の将来はないだろうと私自身は考えております。

また、シルバー人材センターの請負や委任の労働時間の緩和、派遣のあり方等についても、実態に即した方向になるよう、形にしていきたいと思っております。

国におけるさらなる制度の拡大、拡充に向けての一層の御支援と御尽力をお願いいたしますと思います。

以上です。

○事務局 続きまして、福岡市・北九州市です。

福岡市の永浦総務企画局理事よりお願いします。

○永浦総務企画局理事 福岡市です。

創業、雇用分野では、これまで外国人創業促進事業は30名以上の申請を、同じく雇用労働相談センターも約2,300件の御相談をいただくなど、多くの方々に活用されております。4月にこれらの機能及び創業支援機能を都心部に集約しまして、ワンストップでステージに応じたスタートアップ支援に取り組み始めております。

そのほか、航空法高さ制限や空港アクセスバスについても運用を開始いたしました。さらに、福岡市から追加提案しておりますコンセッション事業者に対する施設利用許可権限付与については、特区法改正法案の中で御審議いただいております。引き続き、スタートアップ法人減税など、また、今回、御指摘をいただきました点を含め、幅広い分野での規制改革事項の活用を積極的に進め、福岡市の取組みを通じ、日本の国際的な存在感がさらに高まるように貢献してまいりたいと考えております。

以上です。

○事務局 北九州市の梅本副市長、お願いします。

○梅本副市長 北九州市でございます。

まず、介護分野では、介護ロボット等を活用した先進的介護の実証実装として、昨年8月から2つの施設で介護現場の作業観察や作業分析等の実証を行いました。11月には山本幸三大臣に御視察いただきまして、大変感謝をしております。

今年4月には実証施設を5施設に増やしまして、介護ロボットなどの導入効果を把握するために、ロボット導入前後の作業観察をきめ細かく行うこととしております。本市の実証の成果が国の介護保険制度の改正に貢献できるよう取り組んでまいります。

また、雇用の分野では、シニア・ハローワーク戸畑を昨年8月にオープンし、就職者数は一昨年と比べ30%以上増えております。今後とも、地域企業のニーズに応じた求職者の確保などに取り組み、効率的、効果的なマッチングの強化に努めてまいります。

4月には、市長からも本市一丸となって取り組むように改めて指示がございました。本日の区域会議における評価も踏まえまして、今後ともさまざまな分野で特区の規制緩和を活用し、本市の地方創生の実現を図ってまいります。

以上でございます。

○事務局 続きまして、沖縄県の儀間企画調整統括監、お願いいたします。

○儀間企画調整統括監 沖縄県でございます。

認定事業の進捗状況につきましては、那覇市国際通りの道路占用事業において、昨年8月に沖縄の伝統芸能であるエイサーのイベント開催によりまして、約3万2,000人の集客効果が得られておりまして、観光客と地域住民の交流促進が図られております。

また、沖縄県では、現在、3事項4事業が認定を受けておりますが、過去に沖縄県から提案いたしましたビザ要件の緩和や入管手続の迅速化につきましては、その後、全国制度として一定の規制緩和が行われておりまして、沖縄だけではなく、日本を訪れる外国人観光客などに対してさまざまな効果があったものと考えております。

評価につきましては、認定を受けている一部の事業で進捗が遅れておりますけれども、現在、新たに道路占用事業など、複数の案件につきまして、市町村及び民間事業者と検討を進めているところでございます。

沖縄県といたしましては、検討中の案件の実現に向けて取り組むとともに、これまで以上に県、市町村及び民間事業者との連携強化を図りまして、新たなニーズの掘り起こしなど、積極的に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○事務局 続きまして、仙北市の門脇市長、お願いいたします。

○門脇市長 秋田県仙北市の門脇光浩です。遅れての出席で大変失礼いたしました。東北市長会を抜けて走ってきました。

国家戦略特区に認定されて初めての評価となりますけれども、岩盤規制を突破することはなかなか難しいということを感じつつも、関係者の御支援をいただきここまで進めることができました。本当にありがとうございます。

これまでに5つの規制緩和メニューを活用し、6事業が認定を受けております。国有林野の活用促進事業は、事業開始に時間を要しておりましたけれども、来月、6月から国有林野と民有地を活用した豚の放牧が開始される予定となっております。外来種、ハンガリーの国宝と言われるマンガリツツァという豚ですけれども、この輸入についても進めております。

近未来技術実証特区関連では、特定実験試験局制度に関する特例で、7月にアジア7カ国から参加をいただき、日本初の国際ドローン協議会を開催しました。電波を使用するための免許取得手続等については、特例を活用したことで即日発行で実施することができました。11月には内閣府の全面協力のもと、日本初となる田沢湖畔公道での無人運転バスの実証実験を実施しました。山本大臣にもおいでいただき、本当にありがとうございました。

今後も近未来技術の実証実験を積極的に実施していきたいと思っております。

外国人医師の臨床修練制度については、その準備として、市独自の事前実証を行います。来月、6月に台湾から医師1名をお招きし、臨床修練制度を実施するための課題などを検討する予定であります。

地方創生の実現は、これによしというゴールはありませんけれども、地方の過疎の小さなまちから日本を変えようという意気込みで、新たな規制緩和メニューの活用、提案に挑戦し続けたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○事務局 続きまして、仙台市の大槻まちづくり政策局長、お願いします。

○大槻まちづくり政策局長 仙台市でございます。

仙台市では、女性活躍・社会起業のための改革拠点として、これまでに9事業を認定いただいております。まず、地域限定保育士でございますが、平成28年度の合格者数は104名となっております。前年度の通常保育士のみと比べると67名、42.4%の増となっております。区域内における受験機会の拡大と、合格者数の増に大きく寄与したと考えております。

また、都市公園内の保育所設置でございますけれども、これは設置要望をした地域団体が自ら立ち上げた社会福祉法人によって設置運営されるという特色のある運営をされておまして、待機児童の解消に寄与していると考えております。

NPO法人設立手続の迅速化につきましては、積極的に本特例に関する周知に努めまして、社会貢献を志す起業家の輩出に向けた取組みを加速してまいりたいと考えております。

また、本議事の終了後には、新たに一般社団法人等への信用保証制度の適用の認定についてお諮りする予定でございます。今後も規制緩和メニューの活用をより一層推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○事務局 続きまして、愛知県の松井政策企画局長、お願いいたします。

○松井政策企画局長 愛知県でございます。

平成27年9月8日の第1回区域会議開催以来、これまで12分野19事業を区域計画に位置づけておりますが、なかでも有料道路コンセッション、民間事業者による公社管理有料道路の運営が昨年10月から、また、県立愛知総合工科高等学校専攻科の公設民営化が今年4月から、ともに我が国初の取組みとして順調にスタートしております。

今後も、認定事業を着実に推進するとともに、規制改革メニューのさらなる活用積極的に取り組んでまいります。

また、これまで資格、能力のある外国人材、産業人材の受入れや、自動走行をはじめとする近未来技術の実証、さらには医療ツーリズムの推進のための規制改革なども提案しておりますので、引き続き実現にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○事務局 続きまして、広島県・今治市です。

広島県の上丸イノベーション推進部長よりお願いします。

○上丸イノベーション推進部長 広島県でございます。

まず、活用のなかった特例につきましては、浸透が十分でなかったと考えられますため、広報手法の見直しを早急に図ってまいります。

次に、特定実験試験局、ドローンに関しましては、インフラ点検、山林の管理、今治市の物資輸送など、区域内で4種類の実証実験を行ったことを評価いただけなかったということは極めて残念でございますが、今後、これらの結果は「日本版レギュラトリー・サンドボックス」の検討にも活用いただけるかと存じます。

引き続き、さらなる特区の活用を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○事務局 今治市の胡井企画財政部参与、お願いいたします。

○胡井企画財政部参与 今治市でございます。

まず、道の駅設置者民間拡大事業でございますが、本年1月に区域計画の認定を受けた後民間事業者の公募を行い、施設のリニューアルを含めた事業計画の審査を経て、事業者を選定いたしました。その後、3月にはしまなみ海道沿線3カ所の道の駅施設の条例廃止と無償貸付につきまして、市議会の議決を得まして、4月から民間事業者による運営を開始したところでございます。

次に、獣医師の養成に係る大学設置事業でございますが、現在、文部科学省におかれまして獣医学部設置認可の審査中でございます。認可をいただければ、平成30年4月に52年ぶりの獣医学部の開設となります。

その他、外国人材の受入れやドローンの活用につきましても、広島県と連携しながら取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

ただいまの評価案につきまして、民間有識者の方々から御意見はございますでしょうか。八田議員、いかがでしょうか。

○八田議員 全体を見回しますと、相当な成果があったと思います。基本的には、ほとんどの地区で大きな成果を上げられたと思います。

ただし、広瀬市長がおっしゃったように、やはり全国展開することが重要で、これまでもシルバー人材センターのこととか、地域限定旅行の企画提供とか、そういうことが全国展開されているのですけれども、これを一段と推し進めていくことが必要だと改めて思いました。

○事務局 秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 ありがとうございます。

各10区域の皆様の御努力には敬意を表しつつ、今日は評価ということで、改めて全体を見たときに、時間軸でずっと見てきた流れの中で、今、感じていることをお話しさせていただきます。と思います。

もともと国家戦略特区とは、点から面の広がりを生むことによって、経済的な波及効果を全国に広げていきたい。こういう思いで制度をスタートさせたということがあります。全体として、国家戦略特区自体の認知度も着実にアップしてきていると思いますけれども、改めて今回、10区域の全体の様子を、全体を俯瞰するような見方をしてみますと、3つ浮かび上がる課題があると思っております。

1つ目は、10の区域の中で濃淡があるということです。例えば提案の内容と数、メニューの活用の項目の数と内容、その進捗のスピード。区域の中でばらつきがだんだんはつきりに見えるようになってきたというのがまずは1点目。

2点目は、それぞれの区域の中での活用項目につきまして、これもせっかくこれだけの

メニューがあるわけですので、さらに活用していただく方向でぜひ考えていただきたいということ。

3つ目は、まさに先ほど養父市の広瀬市長から御指摘いただいた部分なのですが、資料1-1の4ページに、規制改革メニューで今、用意されているもの、それぞれの区域でこのメニューが活用されているかというもののマトリクスがまとめられています。メニューの中には、もちろん活用にはいろいろな条件が必要なものがありますけれども、これは全国的に非常に大きな課題になっていて、まさにこれを点から面に広げていきたいというようなメニューも中にはたくさんあるわけなのです。その中の1つが、まさに養父で取り組まれた、例えば農地の企業による取得というものがあると思うのですが、これがなかなか全国に広がっていかないということについて、次にやらなければならないと思いますのは、なぜこれが、点が面に広がっていかないのかということについての要因、背景をよく把握して、障害があるのであればそれを取り除く取組みが必要なのではないかと、ということを今回、改めて思いました。

各地域の皆様におかれましては、この10地域全部を合わせますと、日本のGDPの過半をカバーするだけの経済影響力、ポテンシャルを持っているわけですので、それを最大限発揮するために、各地域の切磋琢磨をこれまで以上に御努力いただけると、大変ありがたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

阿曾沼委員や八代委員はよろしいでしょうか。

阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 医療分野における保険外併用療養推進については、活用実績が少ないという御報告をいただいております。この点について、一つコメントさせていただきたいと思えます。

基本的に、保険外併用療養の評価療養は臨床研究という枠組みでの実施が前提になっております。今回の特区法の中での措置は、その早期の実施を可能とするものですが、現在の特区メニューでの、保険外併用療養に関しては、その前提条件として、欧米で既に承認されているものを対象としています。従って、欧米でも承認されていない日本発の医薬品や医療技術は対象外と判断されてしまいます。我が国の成長戦略の中で、ジャパン・イニシアチブの観点から、世界に先駆けて日本発の医薬品、医療技術、そして再生医療等製品が研究医療を通して承認医療としていくことが重要であると理解をしております。特に再生医療分野については、欧米では承認品目はほとんどないわけで、日本が法制度対応も含めて世界に一步先んじていると云われています。この点は非常に残念と云わざるを得ません。

ジャパン・イニシアチブの発揚の観点から、保険外併用療養の特例についてはその前提条件の見直しが今後必要であると思えます。医療現場から御要求も今後多くなってくると思われますので、海外でも未承認で、日本が世界に先駆けて実施する医療技術等も対象とすることが、必要なのではないかと思います。

一方で、保険外併用療養活用の申請案件の中で、選定療養分野の案件の御要請もあつた

と伺っています。評価療養分野だけでなく、選定療養分野に関しても保険外併用療養の活用対象とする検討も必要になってくるのではないかと考えております。

○事務局 ありがとうございます。

八代委員、お願いいたします。

○八代委員 ありがとうございます。既に他の委員の方がおっしゃいましたけれども、なぜ特定の特区でできていることがほかではできないのか。先ほど養父市長から全国展開を早くというお話がありまして、全くそのとおりだと思います。しかし、今は特区でできることがほとんど養父市以外でできていない。企業の農地取得とか、あるいは外国人の家事支援なども東京都の一部では出ていますけれども、ほかではあまりできていない。特区民泊のような優れた制度も十分には活用されていない。

ぜひ東京都におきましては、なぜ大田区以外の区がこういういいことをやらないのかという原因究明をやっていただいて、その制約を取り除くということが特区の活用の上でも重要ではないかと思えます。

仮に今のような状況だとあまり効果が少ないわけですから、まずは既存の特区で穴をあけたものを他の特区で使うということをやらないと、全国展開も結果的には進まないのではないかと危惧しております。

○事務局 ありがとうございます。

大変有意義な御意見をありがとうございます。

それでは、今回、審議しました評価案につきまして、本日の区域会議で取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○事務局 また、本日、暫定版として机上に配付しております各特区における認定事業の状況については、各区域との間で公表に向けた作業を行った上で最終版を公表させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○事務局 ありがとうございます。

それでは、本日、取りまとめを行った評価書につきましては、速やかに内閣総理大臣に報告し、公表することとします。

また、次回の諮問会議において御意見を伺い、それらを踏まえ、今年度の事業実施に活かしてまいります。

続きまして、議題(2)の仙北市「区域計画(案)」につきまして、審議いただきます。

資料2-1を御覧ください。

○藤原審議官 それでは、資料2-1、仙北市の今回の区域計画の案につきまして、御説明申し上げます。

2の(6)、旅行業務取扱管理者に関する特例でございます。本件は、旅行業法の必置資格でございます旅行業務取扱管理者の試験につきまして、その内容を地域固有の実情に合ったものとする事で、当該地域におきます資格取得者が増えて、その結果、従来より観光政策のキーワードの一つとなっております「着地型旅行商品」を取り扱う事業者の広



がりを期待するものでございます。

本件は、昨年5月の区域会議と10月の諮問会議で門脇仙北市長が提案された項目でございますけれども、関係官庁の協力もございまして、迅速に制度化され、今回、仙北市が全国で初めてこれを活用するというものでございます。

仙北市では、農家民宿等が企画した魅力的な旅行商品を多数提供いただきまして、地方のインバウンドを進めていただければと思っております。

以上でございます。

○事務局 本件につきまして、門脇仙北市長、お願いいたします。

○門脇市長 ありがとうございます。

これから、提案する着地型旅行商品の件であります、今、お話しのとおりであります。昨年10月の諮問会議で総理に提案をいたしまして、今年3月に制度改正というものすごく速いスピードで緩和をいただきました。本当にありがとうございました。

内閣府のスピード感に負けないように、今後も規制緩和の活用に積極的かつ果敢に挑戦したいと思っております。

着地型旅行商品の取扱拡大について、少し御説明させていただきたいと思っております。仙北市には農家民宿が33軒ありまして、国内外から利用者を受け入れている東北屈指の地域であります。現状では、農家民宿で構成する協議会、今日は佐藤会長がおいでであります、その協議会で教育旅行や国内外からの団体、個人の利用希望を受け付けてはいますけれども、協議会ができる業務としては、受付と農家民宿への振り分けに限定されている現状でありました。

今回、この特区メニューを活用することで、例えば協議会で自らが、仙北市の特色ある地域資源である、例えば角館の武家屋敷、日本一深い田沢湖、玉川温泉、乳頭温泉、ユネスコの世界遺産に登録になった角館の山行事等々の伝統行事、日本の文化とも言える農村文化を堪能できるプランの造成が可能になって、市の魅力をストレートに利用者へ提供できるようになります。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されて、国外から多くの観光客がおいでになります。これを首都圏から地方に循環させ、さらに地域内循環を可能とすることで、都市と地方の魅力をダブルで発信できる絶好の機会と捉えております。

この取組みは地方創生を進める大変有力な手段になり得ていくと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思っております。

○事務局 続きまして、仙北市農山村体験推進協議会の佐藤会長、お願いいたします。

○佐藤会長 仙北市農山村体験推進協議会の佐藤でございます。

当協議会は、仙北市の地域資源を活用した農山村体験により地域活性化を目指す団体として、2009年に設立しました。昨年には、これまでの取組みが評価され、農林水産省が主催する「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」で特別賞を受賞することができました。

今後、さらに農山村地域の発展に取り組むため、この特区メニューの活用に手を挙げたところです。当協議会では、農家民宿での宿泊や農林業体験はもちろんのこと、田沢湖でのカヌー体験、スノートレッキング体験など、四季折々の体験を提供できます。この体験

と地域資源を組み合わせたプログラムや部分手配も含めて国内外の方々に販売していき、地域の魅力を効率的に発信するとともに、当協議会と農山村地域のさらなる発展に挑戦していきます。

よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、仙台市「計画（案）」の審議に移ります。資料2-2を御覧ください。

○藤原審議官 それでは、仙台市の区域計画の案でございます。資料2-2を御覧ください。

2の（7）、一般社団法人等への信用保証制度の適用拡大でございます。一昨年でございますが、中小企業信用保険法が改正されまして、中小企業融資制度が一般の法人のみならずNPO法人まで加わったわけでございますけれども、残念ながらその際、一般社団法人並びに一般財団法人には拡大されなかったという経緯がございます。

本件につきましても、昨年12月に区域会議におきまして奥山仙台市長自ら提案をされまして、その後、制度化に至り、今回、全国初の仙台市の活用となった次第でございます。

教育とか医療、農業等、さまざまな一般社団法人の資金調達が円滑に行えることになり、仙台市がこれまで特区のテーマとして挙げてきました女性の活躍推進あるいは社会的起業の推進が一層進むことが期待されます。

以上でございます。

○事務局 本件につきましても、大槻まちづくり政策局長より御発言をお願いいたします。

○大槻まちづくり政策局長 それでは、資料4を御覧ください。一般社団法人及び一般財団法人への中小企業融資制度を対象拡大するものでございます。

社会起業家の法人形態の有力な選択肢の一つとして一般社団法人などがございますが、当該法人の大きな課題が資金調達でございます。本市が新たな制度融資を創設した上で、社会的な課題を解決するために活動している一般社団法人等が、宮城県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようにしたいと考えております。

このメニューを通じまして、社会起業家の設立や活動をより一層後押ししていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

ただいまの区域計画案につきましても、民間有識者の方々から何か御意見はございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、2区域の計画案につきましても、本日の合同区域会議で決定したいと思います。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○事務局 それでは、次回の特区諮問会議に諮った上で、速やかに内閣総理大臣への認定申請手続に入らせていただきます。

最後に、山本大臣より御発言をお願いいたします。

○山本大臣 今日は皆さん方、活発な御意見、御発言をいただきまして、どうもありがと

うございました。

ただ、お願いしておきたいのは、特区というのは、極めて限定された特権ですから、ぜひ活用していただきたいと思います。特区を指定していないところから見れば、極めて不平等だという感覚を持たれるわけですから、よほど成果を上げなければ、特区の意味がありません。

特に、今日の衆議院の地方創生特別委員会で法案は可決したわけではありますが、附帯決議がつけられました。いろいろありますけれども、その中で、特区についてはきちんと可能な限り定量的な評価をしろと。そして、評価が芳しくないところは解除しろとはっきりと附帯決議にうたわれておりますので、我々としても、それを踏まえて、厳しくこれからは評価を見ていかなければいけないと思っております。おそらく参議院でも、もっと厳しいお話が出てくるかと思っております。

その意味では、ぜひ改めて皆さん方に特区の意味をしっかりと自覚していただいて、よそがやっているものは自分のところで全部やる。それぐらいの気持ちでやってもらわないと困るわけであります。特に、養父市がやっていただいている農業の、企業による農地の取得は、日本の将来の農業を考えるとこれしかないと個人的には思っているわけでありますけれども、そういうこともどんどん進めてもらって、よそが使っているメニューは、自分のところは当然全部使うのだというぐらいの気持ちでやってもらわないと、特区制度はいろいろな意味で、逆に批判の対象になると思っておりますので、沈滞している状況だけは何としても避けたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

そうでないと、我々も国会で厳しく追及されたときに、自信を持って答弁することはできませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

この評価書につきましては、本日の審議で決定した取りまとめを次回諮問会議に報告することにいたします。

新しい提案で、仙北市と仙台市からいただきました地域固有の資源や知恵を活用して規制改革に挑戦し、それぞれが活用第一号となるものでありまして、市長さん方のリーダーシップを高く評価する次第であります。今後、他の特区でもこれに続いて、規制改革の経済効果を拡大していただきたいと存ずる次第であります。しっかりとまた、これを踏まえて諮問会議で決めていきたいと思っております。

よろしくお願ひします。今日はどうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

時間になりましたので、合同区域会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、事務局より後日連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。